一般財団法人世田谷トラストまちづくり旅費規程

平成１８年４月１日
世トま規程第１０号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下「財団」という。）の役員又は職員（一般財団法人世田谷トラストまちづくり有期契約職員就業規程に基づいて雇用された有期契約職員を含む。以下「職員等」という。）が、財団の業務上の必要により旅行する場合に支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程において「旅行命令権者」とは、理事長、又は理事長の定めるところにより当該職員等に対し旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の決定権を有する者をいう。

２　この規程において「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州、及び財務省令で定めるその付属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

３　この規程において「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

４　この規程において「出張」とは、職員等が財団の業務のため一時その勤務する事務所を離れて旅行することをいう。

５　この規程において「近接地」とは、別表第１に定める地域をいう。

（旅費の支給）

第３条　職員等が出張した場合には、その職員等に旅費を支給する。

２　旅費は、清算払又は概算払により支給する。

３　職員等が旅行中に退職、免職、失職、又は休職した場合の職員等の旅費、及び職員等が死亡した場合の旅費については、理事長の定めるところによる。

４　前３項までの規定により、旅費の支給を受けることができる者がその出発前に、第４条第３項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

５　第１項及び第３項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

６　概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張が完了した日の翌日から１週間以内に清算しなければならない。

（旅行命令）
第４条　出張は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。
２　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑な執行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能な場合に限り、旅行命令を発することができる。
３　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第５条第１項若しくは第２項の規定による旅行を命じられた職員等（以下「旅行者」という。）の申請に基づき、これを変更することができる。
４　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下、「旅行命令簿等」という。）によってこれをしなければならない。ただし、旅行命令簿による暇のないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、速やかに旅行命令簿に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならない。
５　旅費請求手続は、内国旅費請求内訳書兼領収書（第１号様式）により行うものとする。ただし、旅行のうち当該月分の旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する場合の旅行命令簿の作成及び旅費請求手続は、別に定める様式により行うものとする。
（旅行命令等に従わない旅行）
第５条　旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等（前条第３項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更を申請する暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
３　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、その旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。
（旅費の種類）
第６条　この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費とする。
２　鉄道賃、船賃は、路程に応じ旅客運賃等の合計額の範囲内において実費額により支給する。また、航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用として実費額により支給する。
３　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行について、実費額又は路程に応じ１キロメートル当りの定額により支給する。
４　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ１夜当りの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行

中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は支給しない。

５　前項の規定にかかわらず、この規程の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合　別表第２に規定する宿泊手当の定額の３分の２に相当する額

（２）朝食又は夕食に係る費用に相当するものを含む場合　別表２第に規定する宿泊手当の定額の３分の１に相当する額

６　宿泊費は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額の範囲内において実費額により支給する。

７　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。

８　渡航雑費は、外国への旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

第７条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅行の日数）

第８条　旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第９条　削除

第10条　削除

（旅費の区分）

第11条　旅費は、内国旅費と外国旅費に区分し、内国旅費はさらに近接地内旅費及び近接地外旅費に区分する。

第２章　内国旅行の旅費

（近接地内旅費）

第12条　近接地内の旅行の旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

（１）鉄道賃、船賃及びその他の交通費

（２）業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、第６条第４項及び５項並びに別表第２に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額の範囲内における実費額の宿泊費

（健康診断受診等の旅費）

第13条　職員等が、次に掲げる用務のために旅行する場合には、鉄道賃、船賃及びその他の交通費の実費額を支給する。

（１）健康診断（職員就業規程（平成18年４月１日世トま第５号）及び有期契約職員就業規程（平成18年４月１日世トま第６号）に規定する健康診断）の受診

（２）辞令交付式への出席

（３）前各号に掲げる用務に類する用務で理事長が認めたもの
２　前項に規定する用務のための旅行が、やむを得ず宿泊を要する場合には、同項に規定する旅費のほか、第６条第４項及び第５項に規定する宿泊手当に相当する額並びに同条第６項に規定する宿泊費又は同条第７項に規定する包括宿泊費に相当する額の旅費を支給する。
（近接地外旅費）
第14条　近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費とする。
（鉄道賃）
第15条　鉄道賃の額は、旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。
２　職員等が、業務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前項に規定する運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。
（船賃）
第16条　船賃の額は、旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。
２　前項に規定する運賃で、運賃の等級を２階級に区分する場合にあっては下級の運賃、３階級に区分する場合にあっては中級の運賃とする。ただし、役員については、上級の運賃とする。
（航空賃）
第17条　航空賃の額は、航空機を利用する移動に要する費用の範囲内の実費額による。
（その他の交通費）
第18条　その他の交通費の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程１キロメートルにつき37円とする。
２　前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程１キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。
（宿泊手当）
第19条　宿泊手当の額は、第６条第４項及び第５項並びに別表第２に規定する額による。
（宿泊費）
第20条　宿泊費の額は、別表第２に規定する額の範囲内の実費額による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃、若しくはその他の交通費のほかに別に宿泊に係る費用を要する場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、若しくはその他の交通費を要しないが宿泊に係る費用を要する場合に限り支給する。
（包括宿泊費）
第21条　包括宿泊費の額はその移動に係る第15条から第18条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の合計による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、そ

の他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。

第３章　外国旅行の旅費

（外国旅費）

第22条　職員等が外国に出張する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費とする。

（外国旅費の実施に関し必要な事項）

第23条　前条の旅費の額は、世田谷区の「職員の旅費に関する条例」（昭和26年条例第12号）の規定の例に準じ、そのつど理事長が定める。

第４章　雑則

（旅費の調整）

第24条　理事長は、当該旅行の特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

（旅費の特例）

第25条　理事長は、職員等について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第３項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、当該職員等に対し、この規定による旅費に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（委任）

第26条　この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附　則

１　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和７年４月25日から施行する。

別表第１（第２条）
近接地

事務所の所在地	近接地の地域	
世田谷区	東京都	特別区の区域の全地域、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市
	埼玉県	川越市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ケ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、吉川市、さいたま市、ふじみ野市、入間郡三芳町

別表第２（第12条、第19－20条）
内国旅行の旅費

区分	支給額
宿泊手当（１夜につき）	2,400円
宿泊費　（１夜につき）	19,000円

第１号様式（第４条関係）

内国旅費請求内訳書兼領収書

（　令和　年　月分　）

旅行命令（依頼）等照合済	

旅行月日	旅行用務及び旅行先	出発 [地名 駅名]	到着滞在 [地名 駅名]	旅費内訳（金額欄単位：円） 鉄道賃 運賃	特別車両・座席指定・寝台料金	急行料金	船賃又は航空賃 運賃	特別船室料金	その他の交通費 〔実費〕	宿泊手当	宿泊費又は包括宿泊費	合計	氏名	受領印	精算印
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0	（　）		
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			
				km	特 座 寝	km	船 航		〔 km〕	食分減額	夜	0			

（記入上の注意）定期券利用区間がある場合には、「出発」欄・「到着滞在」欄に当該定期券利用区間を記入すること。（例）［定（○○～△△）］